

スクールロイヤー機能の導入について

1 スクールロイヤー機能の導入

学校現場における対応困難事案等の迅速かつ抜本的な解決に寄与するため、令和 2 年度からスクールロイヤー機能を法務課内に配置し、学校等からの要請に応じて、法務課に所属する弁護士職員が法的観点から必要な助言・指導等を行うための体制を整備しました。

学校現場での様々な問題に対して、法務に関する弁護士職員の専門的知見を取り入れ、問題が深刻化する前に、相談・支援により教員の負担軽減を図りつつ、児童生徒の最善の利益を保護することを目的として活動しています。

2 弁護士職員によるスクールロイヤーとしての役割

- (1) 【法律相談】 学校において発生した困難事案等を迅速に解決するための支援の実施
- (2) 【学校訪問】 対応済み事案の検証、いじめ問題等の対応状況のヒアリング等の実施
- (3) 【研修啓発】 保護者等対応を中心とした教職員向け研修の実施

3 令和 2 年度の取組実績

- (1) 【法律相談】 新規相談件数 6 2 件（8 中学校、2 5 小学校）
- (2) 【学校訪問】 全 1 0 4 校（2 8 中学校、7 5 小学校、1 特別支援学校）
- (3) 【研修啓発】 『学校法務ニュースレター S』の発行 3 回

4 学校からの主な相談内容

- (1) 保護者等への対応関係
 - ア 虐待の疑いを通告した場合における法的責任及び保護者等への対応について
 - イ 校内での保護者等による暴力行為への対応について（録画、録音等）
 - ウ 離婚調停中の別居親からの問合せについて
 - エ P T A への加入を拒絶する保護者等への対応について
 - オ 下校時に保護者等が車で送迎する場合のトラブルについて
 - カ 保護者等に対する説明文書を作成する場合の留意点について
- (2) 施設等管理瑕疵関係
 - 老朽化した遊具の管理瑕疵について
- (3) その他
 - ア 少年野球の練習中に生じた事故と学校の賠償責任について
 - イ 民間の学童保育のお迎えサービスの取扱いについて
 - ウ 卒業式の式次第に歌詞を掲載する場合の著作権法上の問題について
 - エ 教室内のランドセルが何者かによって傷付けられた場合の責任について

5 効果検証（学校アンケート）

スクールロイヤー機能の更なる充実を図るため、市内全 1 0 4 校に対し学校訪問や法律相談に対する満足度や教職員向けの研修等への意見等に関しアンケートを実施しました。

- (1) 学校訪問や法律相談に対する満足度（4（はい）～1（いいえ）で回答） (P)

| | 平均 |
|--|------|
| ア 学校訪問や法律相談の内容・実施方法は期待していたものか。 | 3. 7 |
| イ スクールロイヤー（弁護士職員）の説明や、配布資料（学校法務ニュースレター、相談資料等）は分かりやすかったか。 | 3. 7 |
| ウ 学校訪問や法律相談を通じて、教職員の負担は軽減されたか。 | 2. 8 |
| エ 学校訪問や法律相談を受けて満足したか。 | 3. 6 |

<満足度に対する具体的な回答（一部）>

- ・昨年度は頻繁に助言いただき、困難を乗り切った。感謝しかない。
 - ・豊田市でこのような体制を構築していただいたことに感謝いたします。学校運営、保護者等対応において法律的な解釈を求められることが多くなっている現状を考えると、昨年度のような適切なアドバイスをいただければ本当にありがたいです。
- (2) 教職員向け研修等について（回答学校数は具体的回答のあった学校のみ）
- ・具体的な事例をもとに、保護者等対応についての研修をしてほしい。（2 7 校）
 - ・時期は夏休みが良い。（3 2 校）
 - ・研修対象は、管理職に向けた研修が良い。（9 校）
 - ・各学校において現職研修をしてもらえるとありがたい。（6 校）
- (3) 今後利用したいスクールロイヤー（法務課弁護士職員）が行う事業等について
- ・法律問題に関するニュースレターの発行又は定期メール配信（事例紹介等）
 - ・希望者には「オンライン相談会」を実施する。
 - ・6 年生の社会科で、裁判のしくみを学習する際に、外部講師として訪問してほしい。

6 今後の取組

- (1) 法律相談体制の充実
 - ア Zoom 等を活用した機動的な相談の検討・実施
 - イ 過去の法律相談事案の学校間での共有
- (2) 効率的な学校訪問の実施
 - 校長の異動（新任、転任）があった学校を中心にスクールロイヤーの訪問を実施
- (3) 研修プログラムの開発及び研修の実施
 - ア 新任教頭研修や校長を対象とした管理職セミナーの場を利用し、研修を実施
 - イ 保護者等対応を想定した事例研修の企画検討
- (4) 情報発信の強化
 - ア 学校法務ニュースレター S（裏面参照）の定期発行
 - イ 学校問題に係るリーフレット・冊子の作成

学校法務 ニュース レターS

第1号・令和2年7月6日

〈本号の内容〉

- ◇ 挨拶
- ◆ 熱中症事故の防止について

(担当 伊東)

総務部法務課 外線34-6875 内線3-1031~1033

◇ 挨拶

法務課では、全庁各課に向けて『法務文書ニュースレターS』を発信し、法務・公文書等についての情報提供を行っております。

この度、スクールロイヤー機能の実施に伴い、法務課に所属する3名の弁護士の執筆により、新たに『学校法務ニュースレターS』を発信することとしました。この『学校法務ニュースレターS』では、学校法務に関わる様々な情報を学校の先生方にお伝えして、先生方のお役に立てることを目的としています。

現場の先生方が少しでも安心して教育活動を行っていただけるよう、できる限り有益な情報をお伝えしていくよう努めますので、ぜひ御一読くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、学校の先生方から、このニュースレターで取り上げてほしいテーマや御意見・御要望などがありましたら、ぜひお寄せくださいますと幸いです。こちらもよろしく願いいたします。

総務部法務課 弁護士職員一同

◆ 熱中症事故の防止について

1 はじめに

7月に入り、本格的に暑くなる時季を迎えました。これからの時季は、熱中症対策が必須となってきます。そこで、今回は、学校活動の場における熱中症事故の防止について、法的な観点も踏まえながら、あらためて少し確認しておきたいと思えます。

2 熱中症を防止する義務の法的根拠

熱中症も、学校活動の場において発生すれば、「学校事故」ということとなります。

学校保健安全法では、学校における児童生徒等の安全の確保を図るため、学校設置者や校長において、児童生徒等に生ずる危険の防止に必要な措置を講ずること等が求められています（学校保健安全法第26条～第30条）。また、熱中症事故に関する

裁判例では、学校の教職員は、児童生徒等の熱中症の発症防止に努める安全配慮義務を負うとされるのが一般的です。したがって、学校（なお、ここで言う「学校」とは、単に空間的な「場所」としての学校という意味ではなく、校外学習などを含む「学校活動」全般のことを指しています。）の管理下においては、児童生徒等の熱中症の発症を防止する法的義務が学校にある、ということになります。

3 具体的な対策の在り方について

(1) 通知・ガイドライン等

熱中症対策の具体的な内容については、医療に関することですので本稿では触れませんが、対策の在り方については、文部科学省の通知（例えば、「熱中症事故の防止について（依頼）（令和2年5月27日

2教参学第1号）など」を始めとして、各関係機関から出されているガイドライン等で具体的に示されています（一元的に情報がまとまっているものとしては、文部科学省ホームページの「文部科学省×学校安全熱中症関連情報」が非常に有用です。）。また、これらの具体的な指針・注意喚起が広くなされていることは、熱中症事故に関する裁判所の判断において、学校の事故防止義務を厳しく認定する要素ともなっています。したがって、各学校におかれましては、これらの具体的な指針等に十分留意して、熱中症対策を行っていくことが望まれます。

また、これらの具体的な指針・注意喚起が広くなされていることは、熱中症事故に関する裁判所の判断において、学校の事故防止義務を厳しく認定する要素ともなっています。したがって、各学校におかれましては、これらの具体的な指針等に十分留意して、熱中症対策を行っていくことが望まれます。

なお、豊田市教育委員会においても、「熱中症事故防止のためのマニュアル」を策定しており、学校において準備すべきことや留意点、予防のための指針等について具体的に示しています（令和2年度版については、校務支援システムの「書庫」欄からも確認可能です。）ので、こちらも御活用いただきたくお願いいたします。

(2) 裁判例に見る対策の在り方

熱中症事故に関する裁判例は少なくありませんが、このうち、大阪地方裁判所平成28年5月24日判決では、事故当時に周知されていた熱中症予防対策の指針等を根拠として、学校側において温度計の設置義務及びいわゆる暑さ指数(WBGT)を用いた熱中症対策を行うべき義務があったことを認定し、結論として、熱中症対策の前提となる温度計の設置をしていなかった校長の過失を認めています。この判決内容は、学校の現場、とりわけ校長先生にとっては大変厳しいものですが、事前に対策を講じるという観点からは、示唆するところも大きい裁判例ですので、ぜひお含みおきください。

なお、熱中症事故に関しては、他の学校事故とやや異なる点として、突発的・瞬間的に起こるというよりは、事故発生までに

いくつかの前提条件や一定の時間を要する、したがって、事故の発生を相当程度に予見・防止することが可能であるという特徴があります。このような事情があること、また先に挙げたガイドライン等の存在から、学校で起きた熱中症事故に関する裁判例では、学校の責任が容易に認められやすい傾向にあります。裁判例で明らかになった具体的な事実関係を見る限りでは、体育活動中や部活動中の事案が比較的多いですが、多くの事案において、「いったん始めた活動について、児童生徒の異常を感知した時点で直ちに中止の判断とその後の適切な措置をすべきであった」旨の認定がされており、そもそも中止という判断ができなかった事案が目立ちます。

学校活動である以上、1人の児童生徒のために全体の活動を中断するというのは大変難しい決断ですが、命よりも優先されるべきものはない、という基準で御判断いただきたいと思えます。

4 終わりに

熱中症対策について、現場の先生方におかれましては、毎年細心の注意を払っておられるものと承知しております。

熱中症の発症は、児童生徒の体調次第という面もあり、大変難しいところですが、とくに今年に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のために、児童生徒も例年とは異なる生活サイクルとなり、またマスク着用との兼ね合いなど、例年以上に対応が難しく、さぞご苦心されていることと拝察します。

文部科学省や厚生労働省からの通知、各種ガイドラインやマニュアル等も御参考とされつつ、その場その場で柔軟に、また児童生徒の安全の確保という最優先事項を明確にされた上で、御対応・御判断いただきますようお願いいたします。